

令和2年度利用調整基準表（基本指数）

子ども氏名		基本点(A)	基本加点(B)	世帯調整(D1)	世帯調整(D2)	児童調整(E1)	児童調整(E2)
生年月日	年 月 日	保護者1 (A1/B1)					
認定番号		保護者2 (A2/B2)		世帯調整計(D) (D=D1+D2)		児童調整計(E) (E=E1+E2)	
		合計 (A=A1+A2) (B=B1+B2)					
		基本指数(C) (C=A+B)		利用調整指数(F) (F=C+D+E)			

基本指数(C)

父・母	基本点(A1)		基本加点(B1)									
保護者1	就労/就学	月160H以上	27	1日の就労時間	8H以上	7H以上	6H以上	4H未満	3H未満	就労証明書等に記載のある雇用契約等における就労内容で判断いたします。		
		月140H以上	25		3	2	1	-1	-2			
		月120H以上	22	1週/1か月の就労日数	週5日以上	週4.5日	週4日	週3日	週3日未満			
		月100H以上	20		月20日以上	月18日以上	月16日以上	月15日以下	月11日以下			
		月72H以上	18		3	2	1	-2	-3			
		月64H以上	17	勤務地	居宅外市内			所沢・狭山・飯能・瑞穂・青梅			左記以外	自宅・未定
		内職	17		1	2		4	0			
		内定中	就労中-2	実働時間と収入に著しく差がある場合は、減算を行います。その場合、埼玉県 lowest賃金から実働時間の算出を行います。								
	2	妊娠出産	20	出産予定月の前後2か月が対象です。切迫流産・早産などは疾病等として扱いますので、診断書を提出してください。								
	3	障害・疾病 (育児の程度)	1の状態	30	生活能力	1の状態	2の状態	3の状態	4の状態	5の状態	その他	
2の状態			25	10		7	3	1	0			
3の状態			20	提出された診断書における「育児の程度」で保育の必要性(基本点)を判断し、「生活能力」を加点項目とします。「育児の程度」が5または6の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。								
4の状態			15									
5または6の状態			×									
4	介護・看護	1の状態	28	子どもとの関係 (同居の場合)	祖父母	父・母	兄弟姉妹	別居の場合は基本点(A2)のみ				
		2の状態	23		3	4	1					
		3の状態	20	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。「生活能力」が5の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。								
		4の状態	10									
		5の状態	×									
5	災害復旧	30	罹災証明書等で判断いたします。									
6	求職活動	12	チェック区分 いずれか1つ	内定中・就労間もない	ハローワーク等	新聞・HP	利用後	その他				
7	社会的擁護/その他	20		就労における加点のみ適用	3	1	0					

父・母	基本点(A2)		基本加点(B2)										
保護者2	0	不在	10	理由	死亡・離婚・未婚	別居法的あり	その他	実態として別居していることが確認できる場合のみ適用します。					
					40	35							
	1	就労/就学	月160H以上	27	1日の就労時間	8H以上	7H以上	6H以上	4H未満	3H未満	就労証明書等に記載のある雇用契約等における就労内容で判断いたします。		
			月140H以上	25		3	2	1	-1	-2			
			月120H以上	22	1週/1か月の就労日数	週5日以上	週4.5日	週4日	週3日	週3日未満			
			月100H以上	20		月20日以上	月18日以上	月16日以上	月15日以下	月11日以下			
			月72H以上	18		3	2	1	-2	-3			
			月64H以上	17	勤務地	居宅外市内			所沢・狭山・飯能・瑞穂・青梅			左記以外	自宅・未定
			内職	17		1	2		4	0			
		内定中	就労中-2	実働時間と収入に著しく差がある場合は、減算を行います。その場合、埼玉県 lowest賃金から実働時間の算出を行います。									
2	妊娠出産	20	出産予定月の前後2か月が対象です。切迫流産・早産などは疾病等として扱いますので、診断書を提出してください。										
3	障害・疾病 (育児の程度)	1の状態	30	生活能力	1の状態	2の状態	3の状態	4の状態	5の状態	その他			
		2の状態	25		10	7	3	1	0				
		3の状態	20	提出された診断書における「育児の程度」で保育の必要性(基本点)を判断し、「生活能力」を加点項目とします。「育児の程度」が5または6の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。									
		4の状態	15										
		5または6の状態	×										
4	介護・看護	1の状態	28	子どもとの関係 (同居の場合)	祖父母	父・母	兄弟姉妹	別居の場合は基本点(A2)のみ					
		2の状態	23		3	4	1						
		3の状態	20	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。「生活能力」が5の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。									
		4の状態	10										
		5の状態	×										
5	災害復旧	30	罹災証明書等で判断いたします。										
6	求職活動	12	チェック区分 いずれか1つ	内定中・就労間もない	ハローワーク等	新聞・HP	利用後	その他					
7	社会的擁護/その他	20		就労における加点のみ適用	3	1	0						